

事務連絡
令和7年1月31日

各障害福祉サービス等事業者 様
各市町障がい福祉主管課長 様
各県福祉事務所長 様
各県保健所長 様

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
日中活動サービス事業所とグループホームの同一敷地内設置に係る取扱いについて（通知）

平素は、本県の障がい福祉施策の推進にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本県ではこれまで施設から地域生活への移行を推進する観点から、昼夜分離を念頭に、障がい者が通所する日中活動サービス事業所（障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または日中一時支援を行う事業所をいう。以下同じ。）とグループホームを一体のものとして設置しない取扱いとしており、「日中活動サービス事業所の同一敷地内には原則としてグループホームを設置しないこと」とする基準を設けてきました。

このような中、県内の自治体から、効率的な社会資源の確保と事業参入の拡大の観点から、「日中活動サービス事業所の同一敷地内には原則としてグループホームを設置しないこと」とする基準を廃止するよう要望がありました。要望の背景としては、日中活動サービス事業所を利用している障がい者の親亡き後の生活の場として、住み慣れた地域でのグループホームを考えていたが、当該事業所の同一敷地以外に土地の確保が困難であったため、結果として他県の施設への入所となり、住み慣れた地域での生活が継続できなかったことを上げられています。

また、それ以外に平成30年度から重度障がい者を対象とする日中サービス支援型のグループホームが創設され、当該グループホームでは日中及び夜間を過ごすことができるようになり、このことと当該基準との整合性がとれていないのではないかと意見も寄せられました。

県としては、令和5年度に調査した全国の都道府県の状況（条件付きも含めて86%の都道府県が同一敷地内での設置を認めていること）や三重県障害者自

立支援協議会地域移行課題検討部会等での協議も踏まえ、今回、下記のとおり取扱いを変更することとしましたので、設置にあたってはご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本取扱いは令和7年4月1日以降の事業所指定分（住居の追加を含む）から適用します。

また、平成28年5月20日付け事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日中活動サービスと共同生活住居の同一敷地内等設置に係る取り扱いについて（通知）」については廃止します。

記

日中活動サービス事業所の同一敷地内でのグループホーム設置については、次に掲げる条件をすべて満たしている場合に認めることとします。

なお、グループホームの設置場所は、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において、「住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあること」と規定されていることにご留意願います。

- 1 日中活動サービス事業所の敷地とグループホームの敷地をフェンス等で明確に分けるとともに、双方への移動時には公道を一度経由すること（図面でフェンス等の明示をお願いします。）
- 2 設備、備品を共有しないこと
- 3 併設事業所の利用を強制することがないように、利用者本人のサービス選択の自由意思が尊重されていること（併設事業所の利用を強制しないことについて明記した重要事項説明書や契約書等を提示してください。）
- 4 地域との交流を行うなど開かれた運営を行うこと（令和6年度からグループホームに導入された地域連携推進会議の開催、記録の作成・公表及び見学の実施を行うこと（令和7年度から義務化））

事務担当

サービス支援班

電話 059-224-2266